

学校法人 別府大学
明 星 小 学 校

いじめ防止基本方針

令和5年5月31日一部改訂

学校法人別府大学 明星小学校

いじめ防止基本方針

1. 明星小学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それだけではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

児童一人ひとりの尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法（学校いじめ防止基本方針）第十三条を受け、明星小学校のいじめの防止基本方針（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等）を定める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（定義）第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断

表面的・形式的によることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かは、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

（2）いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織（校内いじめ・不登校対策委員会）を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合

その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織（校内いじめ・不登校対策委員会）へ情報共有することは必要である。

(6) 具体的ないじめの態様（例）

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れてもらえない

・席を離されるなど

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする

・殴られる、蹴られるが繰り返される

・遊びと称して格闘系の技をかけられるなど

④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

・脅かされ、お金を取られる

・靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる

・写真や鞄、靴等を傷つけられるなど

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される

・大勢の前で衣服を脱がされる

・教師や大人に対して暴言を吐かせられるなど

⑥ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる

・インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる

・いたずらや脅迫のメールが送られる

・S N S (ソーシャルネットワーキングサービス) 等のグループから故意に外されるなど

(7) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なもの

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

3. いじめ防止対策の基本理念

いじめ防止対策推進法 (基本理念) 第三条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4. 教職員の責務

いじめ防止対策推進法 (学校及び学校の教職員の責務) 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5. いじめの防止

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- いじめを防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図る。
- 児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

6. いじめの早期発見

- 児童に対し、学期1回のいじめに関するアンケート調査を行う。
- 児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

7. いじめの防止等のための教職員の資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

8. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童及び保護者に、必要な啓発活動を行う。

9. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員によるいじめの防止等の対策のための組織を置く。（校内いじめ・不登校対策委員会）
- いじめの内容によっては、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を招集する。

10. いじめに対する措置

- 児童や保護者の申し立て等により、児童がいじめを受けていると思われるときは、早期支援を行うため当該児童等に係る詳細な事実関係の確認を速やかに行う。また、その結果を管理職に報告する。
- 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等

に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。なお、被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることに努める。

- 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

11. 校長による懲戒

- 校長は、児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える。

12. 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 学校法人別府大学（以下法人とする）または学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、法人又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 法人又は学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必

必要な情報を適切に提供する。

学校が調査を行う場合においては、法人から、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

いじめ防止対策推進法 (私立の学校に係る対処) 第三十一条

学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2

前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3

都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4

前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

いじめ防止対策推進法 (学校評価における留意事項) 第三十四条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

重大事案発生時の対応
○大分県いじめ防止基本方針

